

役員等報酬の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大垣慈光福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の役員および評議員（以下「役員等」という。）の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員等の報酬は、常勤理事（常勤である理事をいう。以下同じ。）にあっては月額報酬および賞与とし、非常勤役員等（常勤理事以外の理事及び監事並びに評議員をいう。以下同じ。）については、日当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、月額で通勤手当を支給することができる。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき下記に定める総額を上限とする。（ただし、評議員については定款第9条で定める総額を上限とする。）

常勤理事	1,700,000円
非常勤役員等（下記以外）	30,000円
監事のうち、公認会計士又は税理士である者	50,000円

(月額報酬及び賞与の算定方法)

第4条 常勤理事の月額報酬及び賞与は、上記の総額の範囲内において、理事会で決定する。

2 新たに常勤理事に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。

3 常勤理事が退職又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。

4 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

5 月額報酬に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(通勤手当の算定方法)

第5条 通勤手当の月額は、職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に準ずる。

2 月の中途において常勤理事が就任・退職又は解任された場合においても、日割計算、新たに常勤理事に就任した者には、日割計算を行わず、当該月分の通勤手当は総額を支給する。

(日当の算定方法)

第6条 非常勤役員等の日当は、上記の総額の範囲内において、1日あたり5,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、公認会計士又は税理士である監事の報酬は、上記の総額の範囲内において、1日あたり7,000円とする。

(支給方法)

第7条 役員等の報酬及び通勤手当は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

- 2 役員等がその報酬及び通勤手当につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。
- 3 役員等の報酬及び通勤手当の支給日は、給与規程の規定に準ずる。ただし、非常勤役員等の日当については、理事会等の開催の都度速やかに支払うことができる。

(退職慰労金)

第8条 常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

3 退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、評議員会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

第9条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

2 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

3 費用の額は、職員の旅費規程の規定に準ずる。

(改正)

第10条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する予定定款の認可日から施行する。